

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年6月29日（平成30年（行個）諮問第113号）

答申日：平成31年3月11日（平成30年度（行個）答申第201号）

事件名：本人が法令等遵守調査室に金融庁のウェブサイトを経由して送信した文書等の受理記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1の（1）及び（2）に掲げる各保有個人情報（以下、順に「本件請求保有個人情報1」及び「本件請求保有個人情報2」といい、併せて「本件請求保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件請求保有個人情報2を不開示としたこと及び本件請求保有個人情報1につき諮問庁が、別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示すべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月15日付け金総第3460号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有している情報を開示するよう申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（前略）

パブリックコメントを金融庁のウェブサイトを経由して送信した場合、受付日時と受付した職員の氏名と宛先の職員の氏名が開示されている。

情報は受付した職員の氏名と宛先の職員の情報がセットになっている。

受付した職員の氏名と宛先の職員の氏名がある。

ウェブサイトを経由して送信した文書の受理記録はある。

ウェブサイトを経由して送信した文書の、受付日時と受付した職員の氏名と宛先の職員の氏名の記録がなければおかしいではないか？

ウェブサイトを経由して送信した文書とは、要するにメールである。

メールを受信した日時と、受信者と、転送先の記録はある。なければ

おかしい。

F A Xで検査局総務課検査情報受付窓口に送った情報には、受理印が押してある。受理記録がある。

平成26年3月18日大臣目安箱（金融サービス利用者相談室）において、相談員Aは、本日、相談員BはF A Xを担当していると言った。

F A Xを担当している職員がいる。受付した職員がいる。

ウェブサイトを経由して送信した文書を担当している職員がいる。受付した職員がいる。

法令等遵守の疑義に関する情報を開示請求している。

誰が文書管理の責任者であるのか明確にするように申し立てる。

(2) 意見書

(前略)

文書の受理記録があるかどうかを開示請求の時点で確認しない金融庁の文書管理はおかしい。ほぼ全ての審査請求書を1年以上諮問しない不正を繰り返している。

理由説明書には、ウェブ上から送付した文書の受理記録は、金融サービス利用者相談室は保有していたが、法令等遵守調査室は、保有していないとある。

金融サービス利用者相談室は、受理記録を保有しているということは、法令等遵守調査室も受理記録を保有している。

法令等遵守調査室は実態のない部署であり、実際の文書の受理は、金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室（当時、現在は局名が違う）、金融サービス相談員が担当している。

(中略)

個別に、全ての情報を一元管理しているため、F A X、ウェブ上から送られてきた全ての文書の受理記録は存在している。

(後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年4月12日付け保有個人情報開示請求に関し、処分庁が、法18条2項に基づき、同年5月15日付け金総第3460号において不開示決定（原処分）をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、諮問庁の考え方は以下のとおりである。

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

本件審査請求に係る保有個人情報は、以下に記録された保有個人情報である。

- ① 金融サービス利用者相談室（以下「相談室」という。）に金融庁のウェブサイトを経由して送信した以下の文書の受理記録。

平成29年3月17日付け 文書の偽造・ねつ造に関する公益通報

- ② 法令等遵守調査室に金融庁のウェブサイトを経由して送信した以下の文書の受理記録。

平成29年3月12日付け 情報開示と文書管理における組織的不正の公益通報（5分割）

平成29年3月14日付け 文書の偽造・ねつ造に関する公益通報

平成29年3月31日付け 文書の偽造・ねつ造に関する公益通報

平成29年4月2日付け 文書の偽造・ねつ造に関する公益通報

2 原処分について

原処分は、本件請求保有個人情報に記載された行政文書を保有していないことから不開示とする旨の決定を行った。

3 諮問庁の考え方

(1) 本件請求保有個人情報に関する事務について

金融庁に送達された文書は、金融庁文書取扱規則（以下「取扱規則」という。）により原則政策課総括第2係において文書接受簿に所要の事項を記録するなどの受付事務を行うこととされている。ただし、申請・届出システムを利用して送達された文書については、受付の諸手続を省略することができる旨規定されている（取扱規則6条）。申請・届出システムとは、国民、金融機関等から金融庁に対して行われる申請、届出等の手続をオンラインにより行うことを可能とするためのシステムをいう（取扱規則2条16号の2）。

金融庁に設置されている各種窓口には、ウェブサイト上で情報を入力するなどして各種手続をオンラインにより行うことを可能としているものがあり、これによって送達された文書については、上記規則により文書接受簿への記録等の受付手続は省略されている。

よって、ウェブサイトを経由して送信された文書については、各種窓口の担当部署において別途作成されない限り、文書接受簿又はこれに類する記録は作成されない。

(2) 本件請求保有個人情報1の存否について

相談室では、「ウェブサイト受付窓口」を設置しており、ウェブサイト上で情報を入力することにより相談等を行うことができる。

審査請求を受け探索したところ、相談室においては、「ウェブサイト受付窓口」により送信された文書について相談室受付簿を作成しており、本件対象保有個人情報を保有していることが確認されたため、これを改めて開示する。

(3) 本件請求保有個人情報2の存否について

法令等遵守調査室では、「法令等遵守に関する情報受付窓口」を設置しており、ウェブサイト上で情報を入力することにより、金融庁の行為

(金融庁職員の行為を含む。)にかかる法令等遵守に関する情報の提供を行うことができる。

審査請求人主張の文書が送信された当時、法令等遵守調査室においては、当該窓口ウェブサイトを経由して送信された文書について、文書接受簿又はこれに類する記録を作成していないため、本件請求保有個人情報2は保有していない。

4 結語

以上のとおり、本件請求保有個人情報1については改めて開示することが妥当であるが、本件請求保有個人情報2については、保有していないとして行った原処分は妥当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月30日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月21日 審議
- ⑤ 同年3月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件請求保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、本件請求保有個人情報1については、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示することが相当であるとし、本件請求保有個人情報2については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報は、ウェブサイトで受け付けた相談について、相談者の氏名、担当への回付年月日等が記載されている文書であり、その「管理番号」欄に特定番号A、「相談室受付日」欄に170321、「相談者の氏名等」欄に審査請求人の氏名、「HP受付番号」欄に特定番号Bが記載されていることが認められた。
- (2) 本件対象保有個人情報は、「相談室受付日」欄の記載が審査請求人が主張する日付(平成29年3月17日付)と異なっており、また、文書の内容(文書の偽造・捏造に関する公益通報)の記載がないことから、諮問庁が本件請求保有個人情報1に該当するとした理由について、当審

査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 相談室受付簿上の「HP受付番号」欄は、ウェブサイト受付窓口のシステム上自動的に付与される番号を転記しており、本件対象保有個人情報に記載されている特定番号Bのうち、最初の6文字（170317）は、平成29年3月17日に送付された相談であることを示している。審査請求人が同日にウェブサイト受付窓口を通じて送信した文書（相談）は本件1件のみである。

イ なお、相談室受付簿上の「相談室受付日」欄は、相談内容等をシステム上からダウンロードした日を記載している。本件対象保有個人情報の記載が170321となっているのは、平成29年3月17日の翌営業日が同月21日であり、この日にダウンロードしたためと考えられる。

ウ また、相談室では、相談室受付簿とは別に、相談への対応状況等を管理するために事績管理簿を作成しており、両者には相談ごとに共通する管理番号を付しており、内容を照合することができる。事績管理簿には、氏名等の相談者情報、相談内容の概要等を記載しており、「相談内容の概要」欄には、相談者が入力した件名及び本文を転記している。

本件相談に係る事績管理簿には、「相談内容の概要」欄に、件名として「文書の偽造・捏造に関する公益通報。」と記載されている。

エ 以上のことから、本件対象保有個人情報を特定した。また、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報1に該当するものはない。

(3) 当審査会において、諮問庁から本件相談に係る事績管理簿の提示を受けて確認したところ、「管理番号」欄に特定番号A、「相談者の氏名等」欄に審査請求人の氏名、「相談内容の概要」欄に「【HPの件名】文書の偽造・捏造に関する公益通報。」と記載されていることが認められた。

(4) 上記を踏まえ検討すると、諮問庁の上記(2)並びに第3の3(1)及び(2)の説明に不自然、不合理な点はなく、諮問庁が本件対象保有個人情報を本件請求保有個人情報1として特定すべきとしていることは妥当であり、また、金融庁において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件請求保有個人情報2の保有の有無について

審査請求人は、ウェブサイトを経由して金融庁に送信された文書は、全て受理記録が存在している旨主張するが、諮問庁は、上記第3の3(1)及び(3)のとおり、ウェブサイトを経由して送信された文書については、

取扱規則により文書接受簿への記録等の受付手続は省略することができることとされており、法令等遵守調査室においては受理記録を作成していない旨説明することから、以下検討する。

- (1) 当審査会において、諮問庁から取扱規則の提示を受けて確認したところ、取扱規則6条1項において、申請・届出システムを利用して送達された文書は受付の諸手続を省略することができる旨規定されていることが認められた。
- (2) 本件請求保有個人情報2の取扱規則上の取扱いについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に確認させたところ、ウェブサイト上で情報を入力した場合の「法令等遵守に関する情報受付窓口」は、取扱規則上の「申請・届出システム」に当たり、取扱規則上の文書接受簿の作成義務はないとのことであった。
- (3) 上記を踏まえ検討すると、本件請求保有個人情報2は作成していないとする諮問庁の上記第3の3(1)及び(3)の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において、本件請求保有個人情報2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、請求に係る保有個人情報が記載された行政文書を保有していない旨記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、金融庁において本件請求保有個人情報2を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、諮問庁が、本件請求保有個人情報1について本件対象保有個人情報を新たに特定し、開示すべきとしていることについては、金融庁において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象とし

て特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないことから、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 本件請求保有個人情報

(1) 本件請求保有個人情報 1

金融サービス利用者相談室に金融庁のウェブサイトを経由して送信した文書の受理記録。

平成29年3月17日付 文書の偽造・捏造に関する公益通報。

(2) 本件請求保有個人情報 2

法令等遵守調査室に金融庁のウェブサイトを経由して送信した文書の受理記録

平成29年3月12日付 情報開示と文書管理における組織的不正の公益通報（5分割）。

平成29年3月14日付 文書の偽造・捏造に関する公益通報。

平成29年3月31日付 文書の偽造・捏造に関する公益通報。

平成29年4月2日付 文書の偽造・捏造に関する公益通報。

2 本件対象保有個人情報

相談室受付簿